

相模原市指定管理者の指定の手續等に関する規則

平成17年6月30日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設の設置条例の規定に基づき、指定管理者の指定の申請の資格、手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請に係る告知)

第2条 市長は、指定管理者を公募しようとするときは、指定管理者の指定の申請(以下「申請」という。)に係る告知を、申請の受付期間の始期の10日前までに、相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場への公告その他適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の告知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
- (2) 指定管理者に管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う業務(以下「業務」という。)の範囲
- (4) 指定管理者の指定を受けようとするものに必要な資格
- (5) 指定管理者の選考の基準
- (6) 申請の受付期間及び受付場所
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請の期間)

第3条 申請の受付期間は、1月を下らない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、当該受付期間を1月未満とすることができる。

(申請の資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、申請をすることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により本市における入札参加を制限されているもの
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの
- (4) 国税及び地方税(特別徴収税額納入金を含む。)を滞納しているもの
- (5) その役員について、法第92条の2及び第142条(法第166条第2項において準用する場合を含む。)の規定中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務を行う団体(法人を除く。)の代表者その他役員」と、法第180条の5第6項の規定中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務(その職務に関する場合に限る。)を行う団体(法人を除く。)の代表者その他役員」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、同規定に抵触するもの

- (6) 次に掲げる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当するもの
- ア 法人にあっては、その役員又は当該法人の事業活動を支配する者
 - イ 法人以外の団体にあっては、アに規定する役員に準ずる者又は当該団体の事業活動を支配する者

2 複数の団体が共同して構成するもの(以下「共同企業体」という。)について申請できることとする場合にあっては、当該共同企業体を構成するそれぞれの団体が前項各号のいずれかに該当する場合は、当該共同企業体は申請することができない。

(指定の申請)

第5条 申請をするもの(以下「申請者」という。)は、指定管理者指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の事業計画書
- (2) 業務に係る経費の収支予算書
- (3) 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- (4) 定款、寄附行為その他団体の目的、組織、業務の執行等を示す書類
- (5) 法人税の確定申告を行っている場合にあっては申請の日を含む事業年度(以下「申請年度」という。)前3か年度に係る法人税の確定申告書の控えの写し並びに団体の損益計算書及び貸借対照表
- (6) 前号に該当しない場合にあっては申請年度前3か年度に係る貸借対照表又は財産目録若しくはこれらに相当する書類及び損益計算書又は収支計算書若しくはこれらに相当する書類(申請年度に設立された団体にあってはその設立時における貸借対照表又は財産目録)
- (7) 申請年度の直前の事業年度の国税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (8) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (9) 現に行っている事業の概略及び申請年度前3か年度に行っていた事業の概略を記載した書類(申請年度に設立された団体にあっては現に行っている事業の概略を記載した書類)
- (10) 第4条第1項第6号の該当性について神奈川県警察へ照会するための同号アに規定する役員又は同号イに規定する役員に準ずる者の氏名、住所、性別、生年月日及び役職名を記載した書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 共同企業体の場合にあっては、前項の指定管理者指定申請書並びに同項第1号及び第2号に掲げる書類については代表者となる団体が、同項第3号から第10号までに掲げる書類については構成するそれぞれの団体ごとに提出しなければならない。

(指定管理者選考委員会の設置)

第6条 市長は、指定管理者として指定しようとするもの(以下「候補者」という。)を選考するため、指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。

2 選考委員会は、原則として施設を所管する部(相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号)第2章に規定する部をいう。)ごとに設置するものとする。

3 選考委員会の委員は、市長が指名又は委嘱する。

(選考結果の通知)

第7条 市長は、選考委員会により候補者の選考を行ったときは、速やかに、その結果を指定管理者選定通知書により申請者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、選考した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、指定管理者指定通知書により指定管理者の指定を行うものとする。

(管理に関する協定の締結)

第9条 市長は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

(1) 第5条第1項第1号の事業計画書の内容の遵守

(2) 指定管理者に支払う委託料の額及び支払方法

(3) 施設内の物品の所有権の帰属

(4) 施設及び物品等の損傷又は滅失に関する取扱い

(5) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じた場合における指定管理者に生じた損害についての本市の免責

(6) 業務を行うに当たり取り扱う個人情報の保護に関する必要な措置

(7) 業務で取り扱う情報を公開するための手続等に関する必要な措置

(8) 環境配慮事項の遵守

(9) 指定管理者の指定の期間が満了した場合及び指定管理者の指定の取消しを受けた場合の文書等の引継ぎ及び施設等の原状回復に関する取扱い

(10) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し必要となる事項

(指定管理者の名称の変更等の届出)

第10条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等に変更があったときは、直ちに指定管理者名称等変更届(第2号様式)に必要な書類を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告)

第11条 指定管理者は、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、毎年度終了後30日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 業務の実施状況及び施設の利用状況

(2) 利用料金として收受させる場合にあってはその收受の実績

(3) 業務に係る経費の収支状況

(4) その他管理の実態を把握するために必要な事項

(指定の取消し)

第12条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者指定取消(停止)命令書により行うものとする。

(帳簿の備付)

第13条 指定管理者は、その指定を受けた施設に係る収支を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第103号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第33号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

指定管理者指定申請書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

申 請 者 事務所等の所在地

法人・団体名

代表者職氏名

印

次の施設の管理について、指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請をします。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は事実と相違せず、相模原市指定管理者の指定の手続等に関する規則第4条第1項各号に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

また、指定管理者の指定に係る選考に際し、相模原市の法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、特別徴収税額納入金の課税状況・納税（納入）状況等につき、関係公簿を調査することに同意します。

申請の対象となる施設の名称

管理に当たっての基本的な考え方

連絡先

名称

所在地

〒

—

担当者名

電話

()

F A X

()

Eメール

@

指定管理者指定申請書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

申 請 者 共同企業体名

代表となる法人・団体名

代表となる法人・団体の事務所等の所在地

代表となる法人・団体の代表者職氏名

印

次の施設の管理について、指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請をします。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は事実と相違せず、相模原市指定管理者の指定の手続等に関する規則第4条第1項各号に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

また、指定管理者の指定に係る選考に際し、相模原市の法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、特別徴収税額納入金の課税状況・納税（納入）状況等につき、関係公簿を調査することに同意します。

申請の対象となる施設の名称

管理に当たっての基本的な考え方

連絡先

名称

所在地

〒

—

担当者名

電話

()

F A X

()

Eメール

@

※添付書類 共同企業体として申請する場合には、共同企業体構成団体表を添付してください。

共同企業体構成団体表

構成団体	
法人・団体名	_____
法人・団体の事務所等の所在地	_____
代表者職氏名	印
担当者名	_____
電話	()
F A X	()
Eメール	@
構成団体	
法人・団体名	_____
法人・団体の事務所等の所在地	_____
代表者職氏名	印
担当者名	_____
電話	()
F A X	()
Eメール	@
構成団体	
法人・団体名	_____
法人・団体の事務所等の所在地	_____
代表者職氏名	印
担当者名	_____
電話	()
F A X	()
Eメール	@

各構成団体に係る関係書類のすべての記載事項は事実と相違せず、相模原市指定管理者の指定の手続等に関する規則第4条第1項各号に掲げる事項に該当しないことを、各構成団体は、当該書類をもって誓約します。

また、指定管理者の指定に係る選考に際し、各構成団体の相模原市の法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、特別徴収税額納入金の課税状況・納税（納入）状況等につき、関係公簿を調査することについて、各構成団体、当該書類をもって同意します。

第2号様式（第10条関係）

指定管理者名称等変更届

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

指定管理者 事務所等の所在地
法人・団体名
代表者職氏名 印

次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項	新	旧	変更年月日